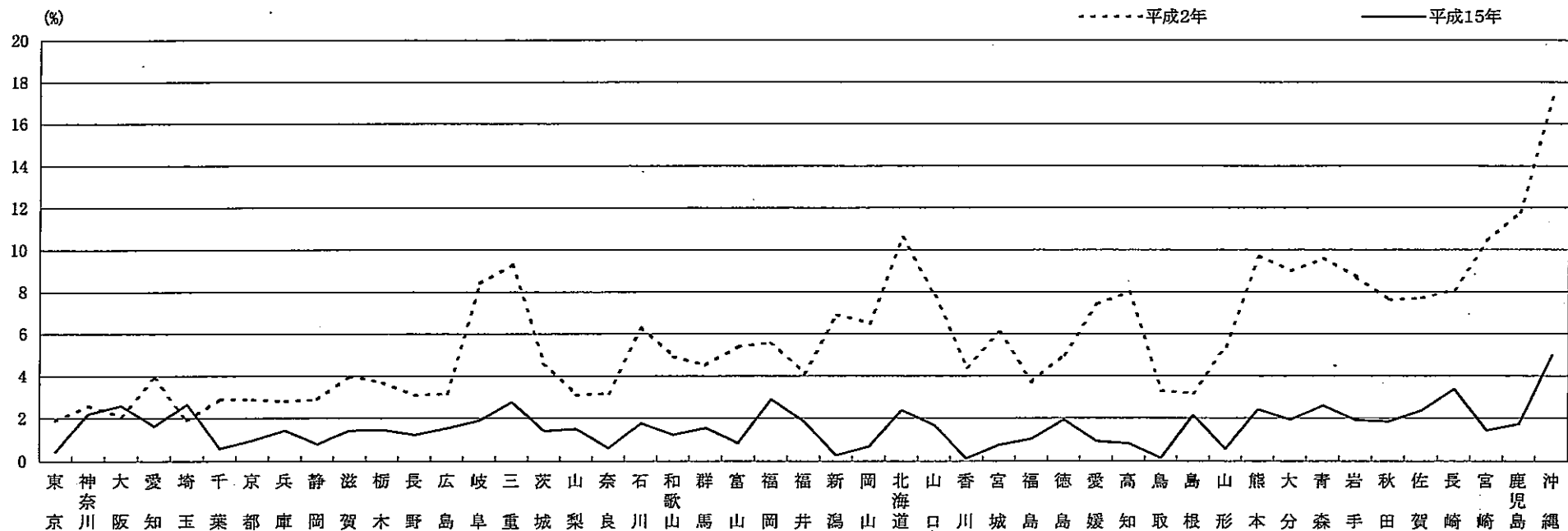


地域別最低賃金の影響率の比較(平成2年度及び平成15年度)

全国・都道府県別影響率

平成2年度(全国平均) 4.5%

平成15年度(全国平均) 1.6%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	栃 木	長 野	広 島	岐 阜	三 重	茨 城	山 梨	奈 良	石 川	和 歌 山	群 馬	富 山	福 岡	福 井	新 潟	岡 山	北 海 道	山 口	香 川	宮 城	福 島	徳 島	愛 媛	高 知	鳥 取	島 根	山 形	熊 本	大 分	青 森	岩 手	秋 田	佐 賀	長 崎	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	全 国 平 均
平成2年	1.9	2.6	2.1	3.9	1.9	2.9	2.9	2.8	2.9	4.0	3.7	3.1	3.2	8.4	9.3	4.6	3.1	3.2	6.3	4.9	4.5	5.4	5.6	4.1	6.9	6.5	10.6	7.8	4.4	6.1	3.7	5.0	7.4	8.0	3.3	3.2	5.4	9.7	9.0	9.6	8.7	7.6	7.7	8.1	10.4	11.8	17.3	4.5
平成15年	0.5	2.2	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.9	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.6	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	5.0	1.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成2年度及び平成15年度)

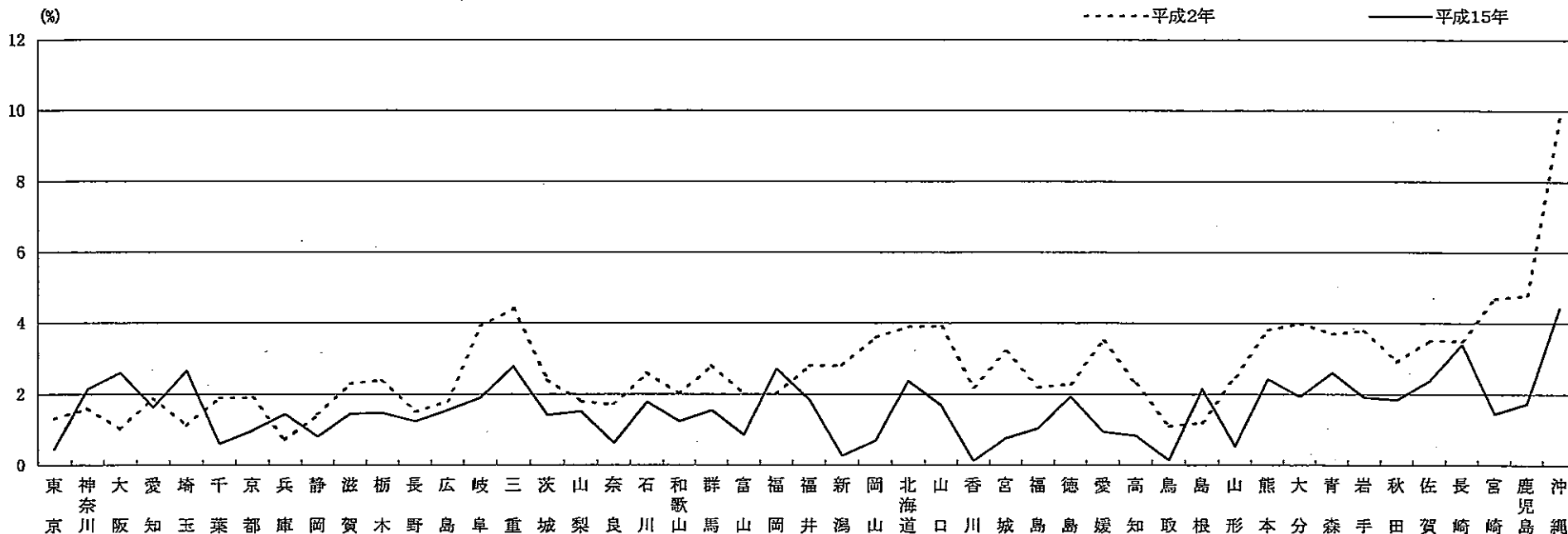
(注) 全国平均は加重平均値である。

地域別最低賃金の未満率の比較(平成2年度及び平成15年度)

全国・都道府県別未満率

平成2年度(全国平均) 2.1%

平成15年度(全国平均) 1.6%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	栃 木	長 野	広 島	岐 阜	三 重	茨 城	山 梨	奈 良	石 川	和 歌 山	群 馬	富 山	福 岡	福 井	新 潟	岡 山	北 海 道	山 口	香 川	宮 城	福 島	徳 島	愛 媛	高 知	鳥 取	島 根	山 形	熊 本	大 分	青 森	岩 手	秋 田	佐 賀	長 崎	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	全 国 平 均
平成2年	1.3	1.6	1.0	1.9	1.1	1.9	1.9	0.7	1.4	2.3	2.4	1.5	1.8	3.9	4.4	2.4	1.8	1.7	2.6	2.0	2.8	2.0	2.0	2.8	2.8	3.6	3.9	3.9	2.2	3.2	2.2	2.3	3.5	2.3	1.1	1.2	2.5	3.8	4.0	3.7	3.8	2.9	3.5	3.5	4.7	4.8	9.9	2.1
平成15年	0.5	2.1	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.7	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.5	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	4.4	1.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成2年度及び平成15年度)

(注) 全国平均は加重平均値である。

生活保護制度の概要

1 目的

- 生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ること。

2 対象者

- 資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者。
※ 各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。
- 困窮に至った理由を問わない。

3 保護の内容

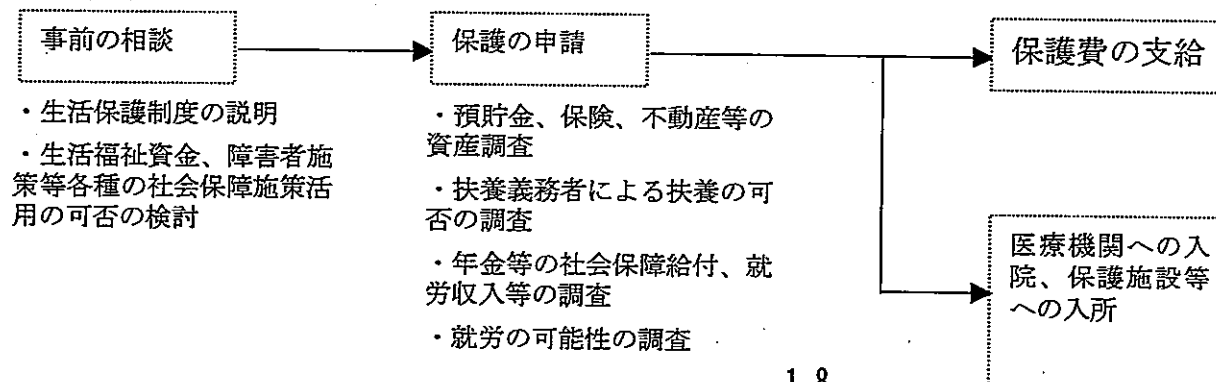
- 保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成。
※ 医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付が原則。それ以外は金銭給付が原則。
- 各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障。扶助の基準は、厚生労働大臣が設定。

4 保護の実施機関

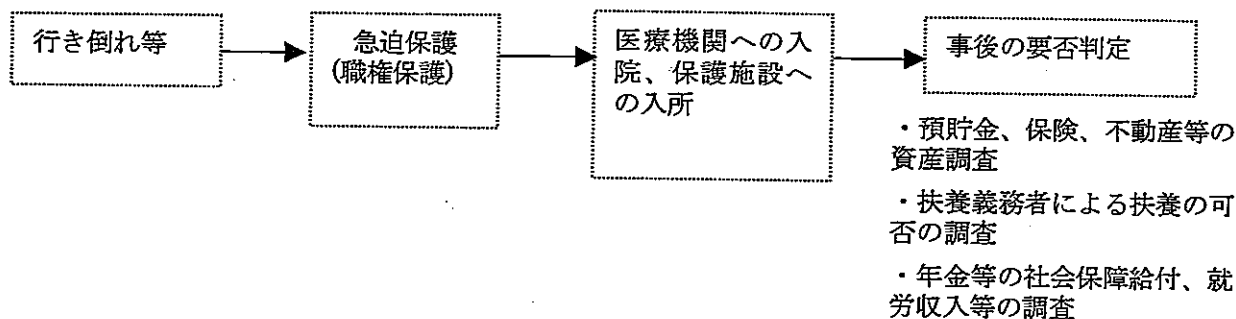
- 都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

5 保護受給に至る手続

- 申請による場合



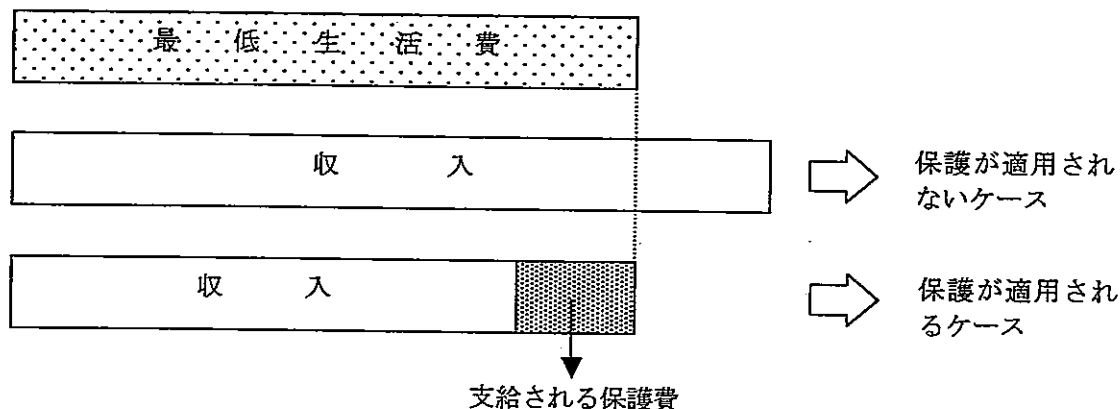
○ 職権による場合



6 保護の要否の判定と支給される保護費

- 厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。

※ 収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。



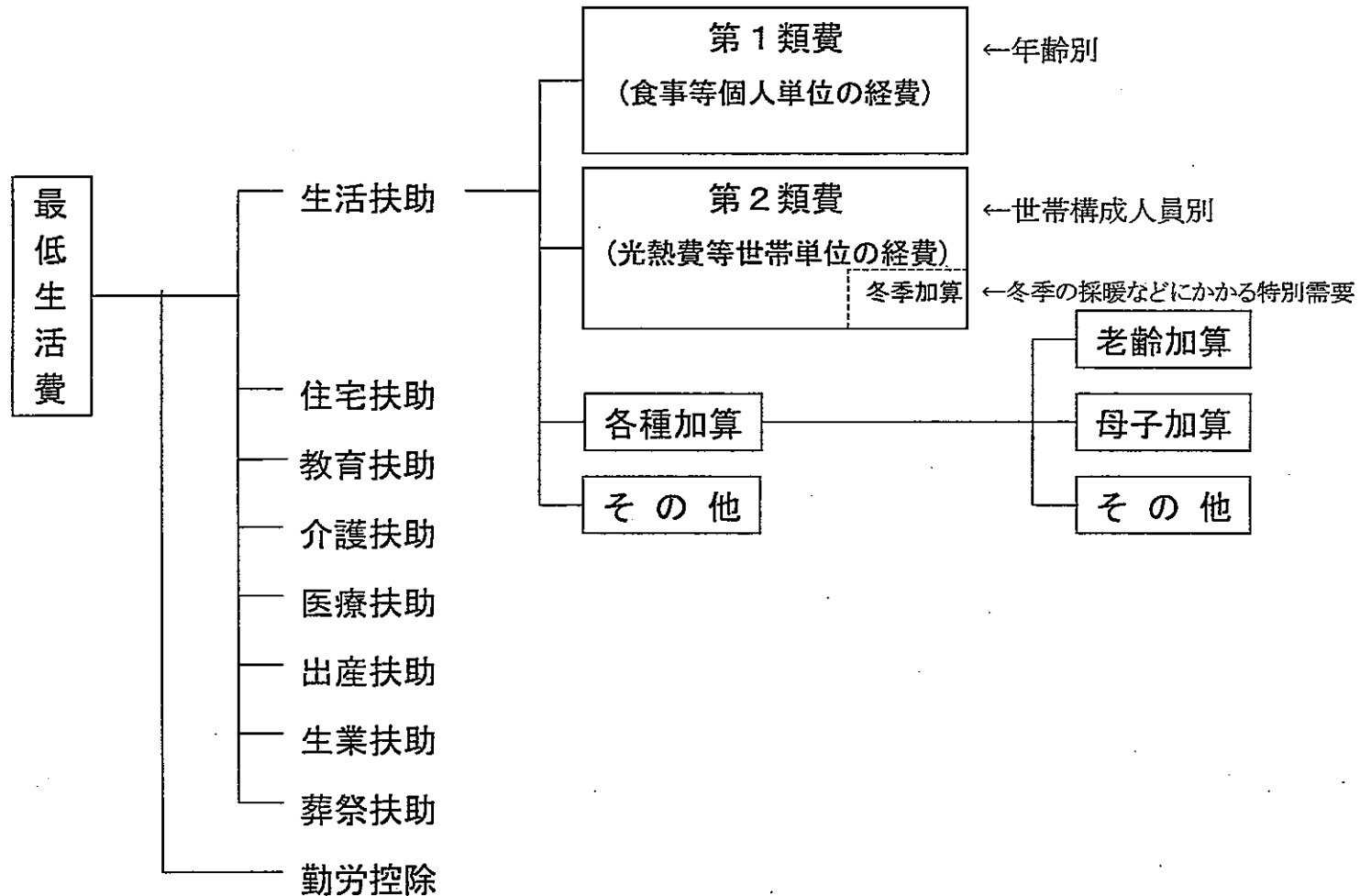
- 収入としては、上記のほか預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に、初めて保護適用となる。

7 保護適用後の調査及び指導

- 世帯の実態に応じ、年2～12回の訪問調査。
- 収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施。
- 就労の可能性のある者への就労指導。

最低生活費の体系

- 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（８種類）に定める。



生活保護制度における最低生活費の算出方法(平成15年度)

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0	15,000	14,330	13,650	12,980	12,300	11,630
1~2	21,830	20,850	19,870	18,880	17,900	16,920
3~5	27,000	25,790	24,570	23,360	22,140	20,930
6~8	32,090	30,650	29,200	27,760	26,130	24,870
9~11	36,520	34,880	33,230	31,590	29,950	28,300
12~14	44,100	42,120	40,130	38,150	36,160	34,180
15~17	47,400	45,270	43,130	41,000	38,870	36,740
18~19	42,090	40,200	38,300	36,410	34,510	32,620
20~40	40,050	38,250	36,450	34,640	32,840	31,040
41~59	38,260	36,540	34,820	33,090	31,370	29,650
60~69	36,170	34,540	32,910	31,290	29,660	28,030
70~	32,400	31,180	29,480	28,360	26,570	25,560

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,520	41,560	39,600	37,640	35,690	33,730
2人	48,170	46,000	43,830	41,670	39,500	37,330
3人	53,400	51,000	48,590	46,190	43,790	41,390
4人	58,100	55,490	52,870	50,260	47,640	45,030
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。

②冬季(11月~翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象	加算額			
	1級地	2級地	3級地	
老人	70歳以上	17,930	16,680	15,430
	68、69歳の病弱者	13,450	12,510	11,570
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,900	25,020	23,150
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,930	16,680	15,430
母(父)子世帯	児童1人の場合	23,310	21,680	20,060
	児童2人の場合	25,150	23,400	21,670
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800

①該当者がいるときだけその分を加える。

②入院患者、施設入所者は金額が異なる。

③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。

④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

④ 住宅扶助基準

地代実代に
るに
家支
賃払
・つ

1級地	円以内 13,000
2級地	円以内 13,000
3級地	円以内 8,000

地域によりこの額以上の特別基準あり。(最高額は53,700円(東京23区、横浜市))

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180

このほか必要に計上される教材・費

⑥ 介護扶助基準

た居
介
護
費
の
平
に
均
か
月
か
額
つ

⑦ 医療扶助基準

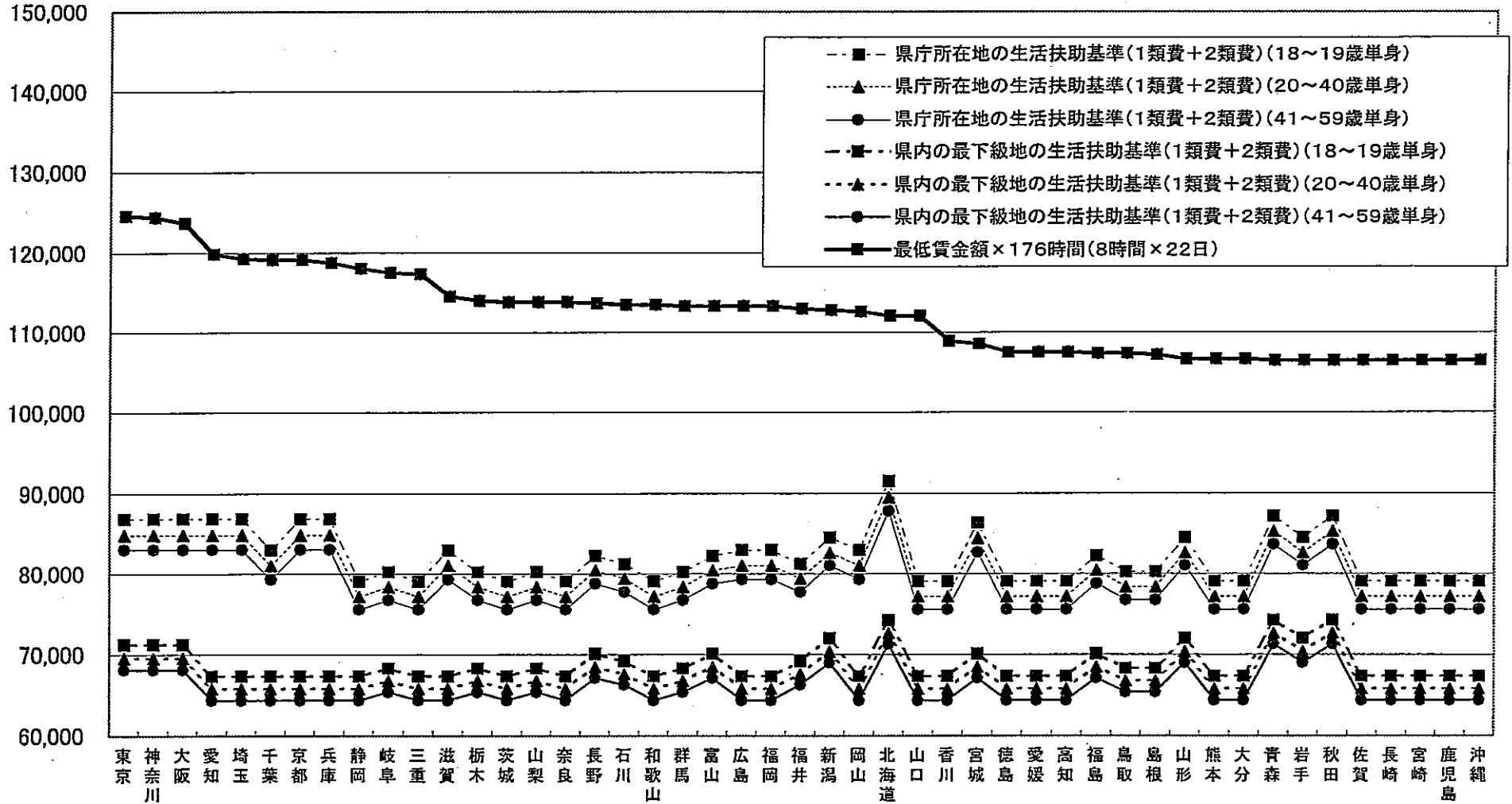
療
診
療
費
の
等
の
平
に
均
か
月
か
額
医

最低生活費認定額

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

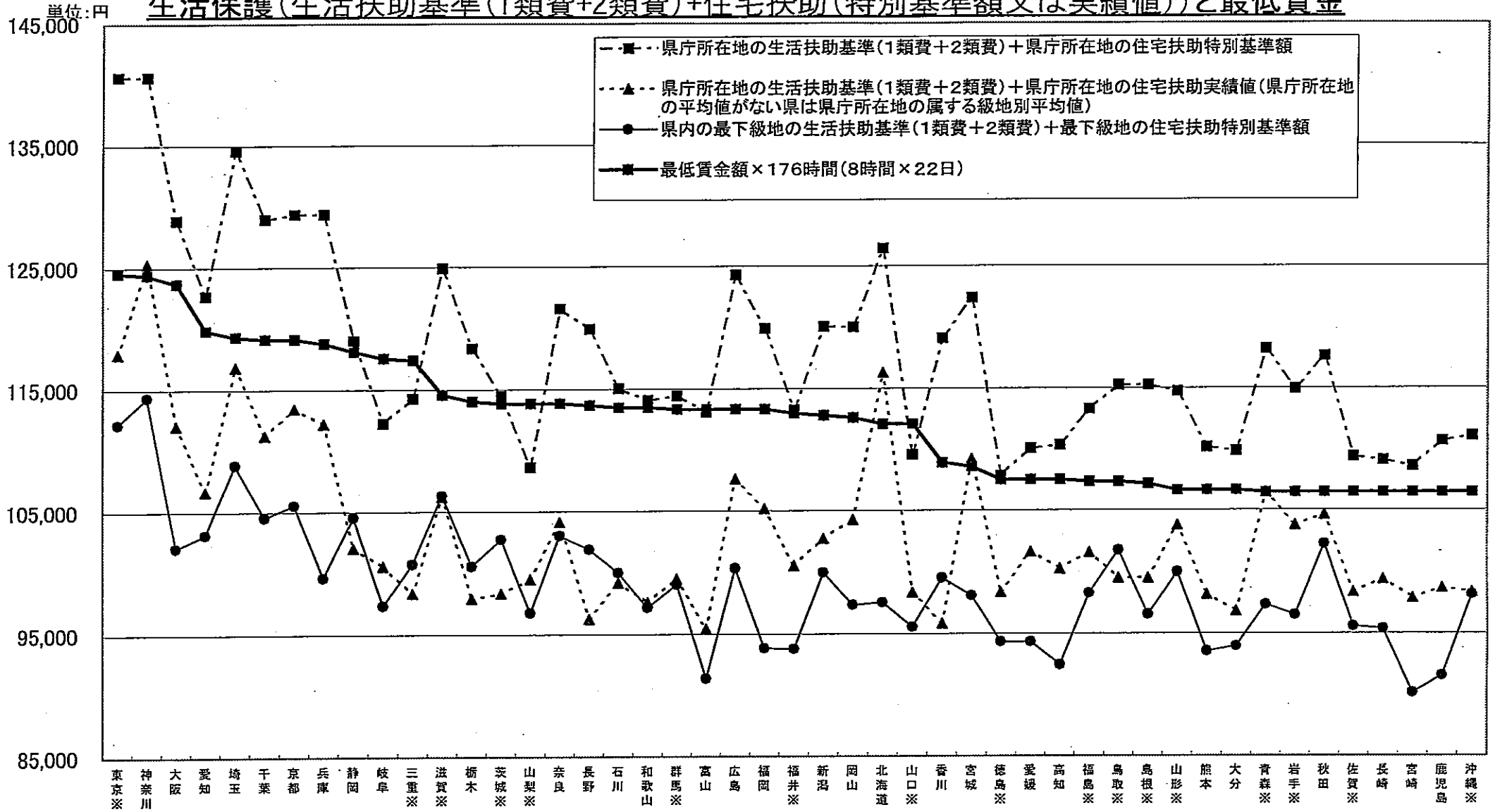
生活保護(生活扶助基準1類費+2類費)と最低賃金

単位:円



(注)生活扶助基準額には冬期加算を含めて計算。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費)+住宅扶助(特別基準額又は実績値))と最低賃金



注1)生活扶助基準(1類費+2類費)は18~19歳単身である。

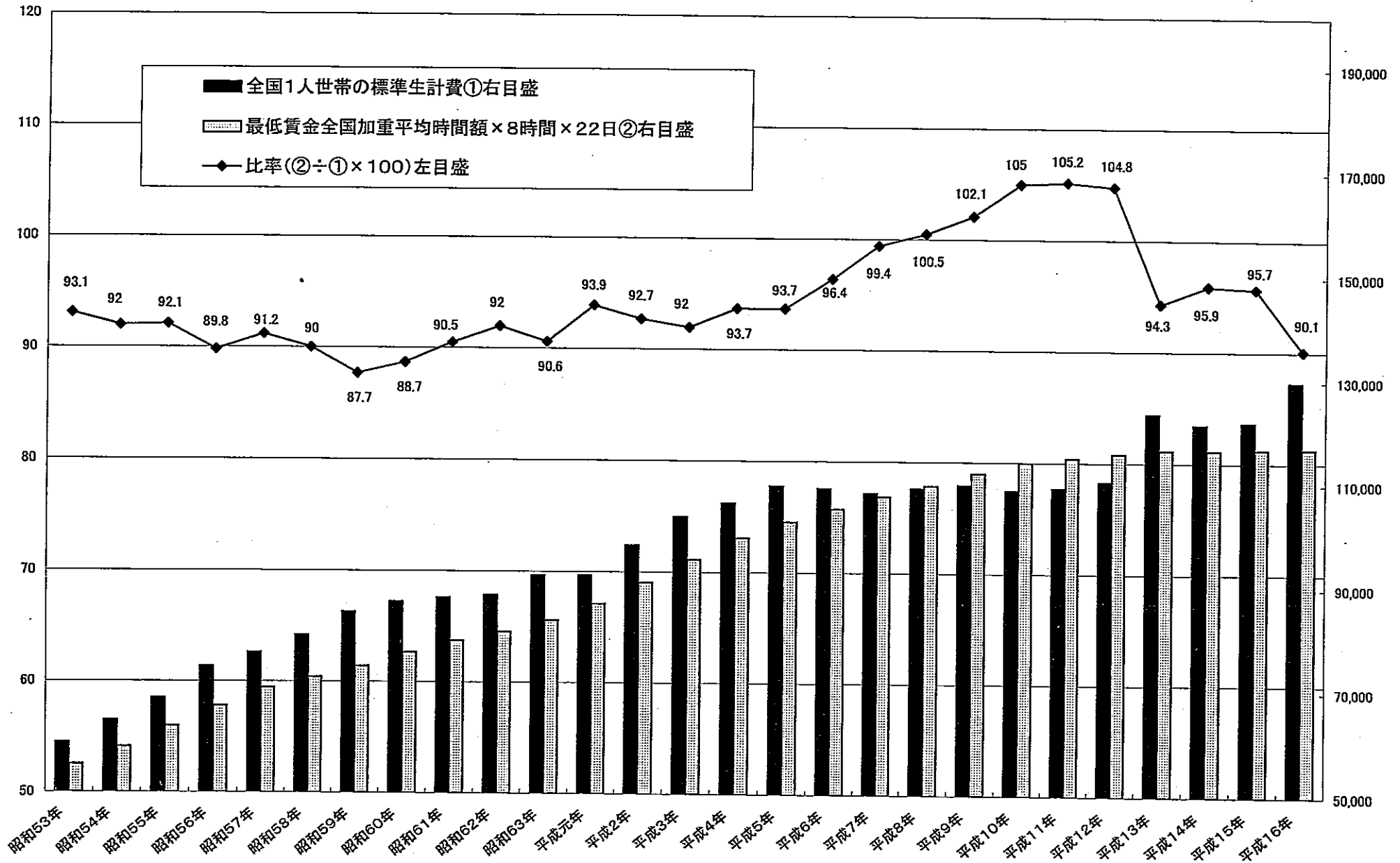
注2)▲の住宅扶助の平均値については、※がついていない都道府県は県庁所在地の平均値を、※がついている都道府県は県庁所在地の属する級地の平均値を用いて算出。

注3)生活扶助基準額には冬期加算を含めて計算。

最低賃金の標準生計費に対する比率の推移

(%)

(円)

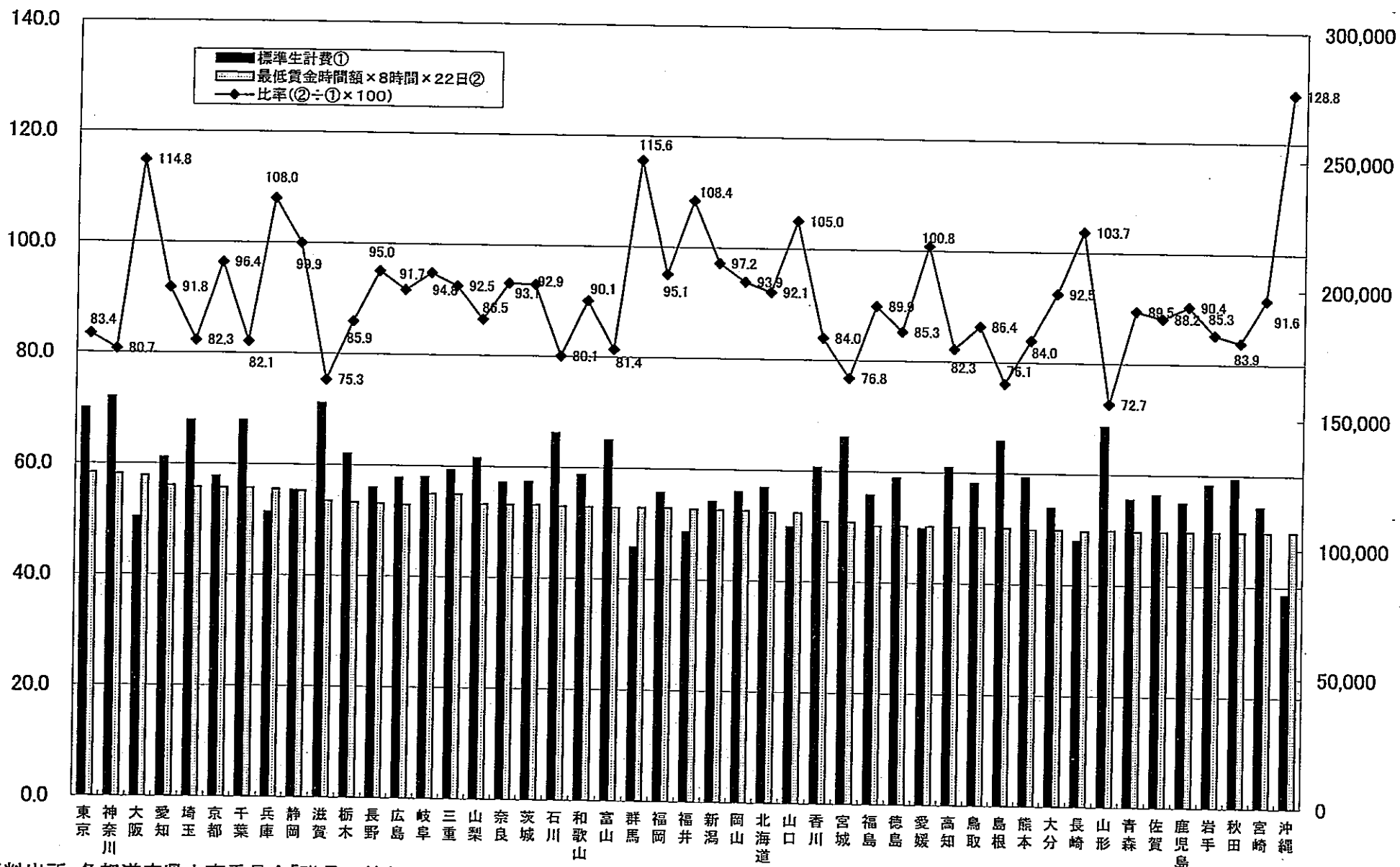


(注) 標準生計費は人事院「人事院給与勧告資料」の数値

都道府県最低賃金の標準生計費に対する比率(平成16年)

(%)

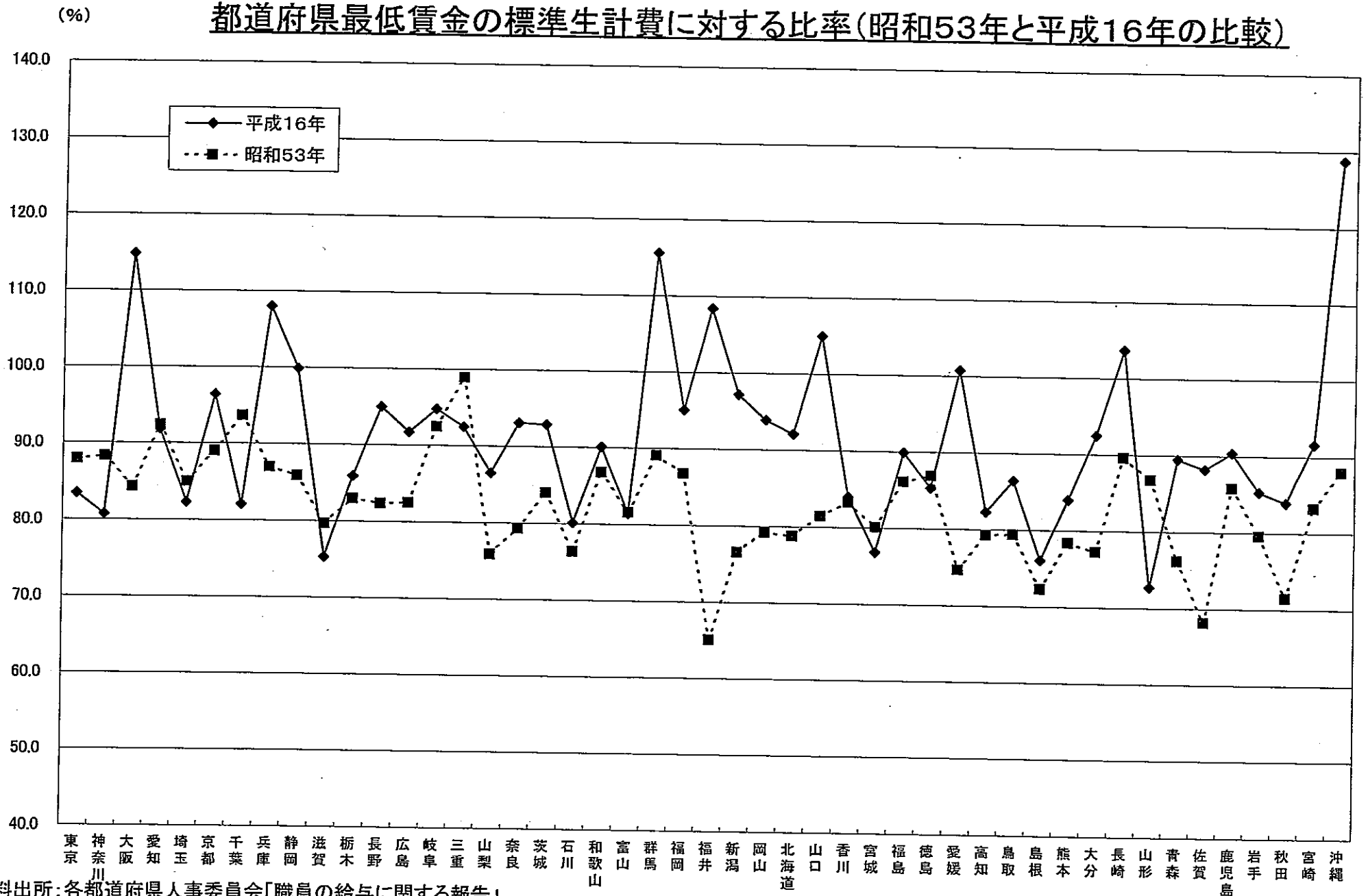
(円)



資料出所:各都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告」

(注)東京、神奈川及び京都を除き県庁所在地における標準生計費(東京は東京都の、神奈川は横浜市と川崎市の、京都は近畿地方の標準生計費)

都道府県最低賃金の標準生計費に対する比率(昭和53年と平成16年の比較)

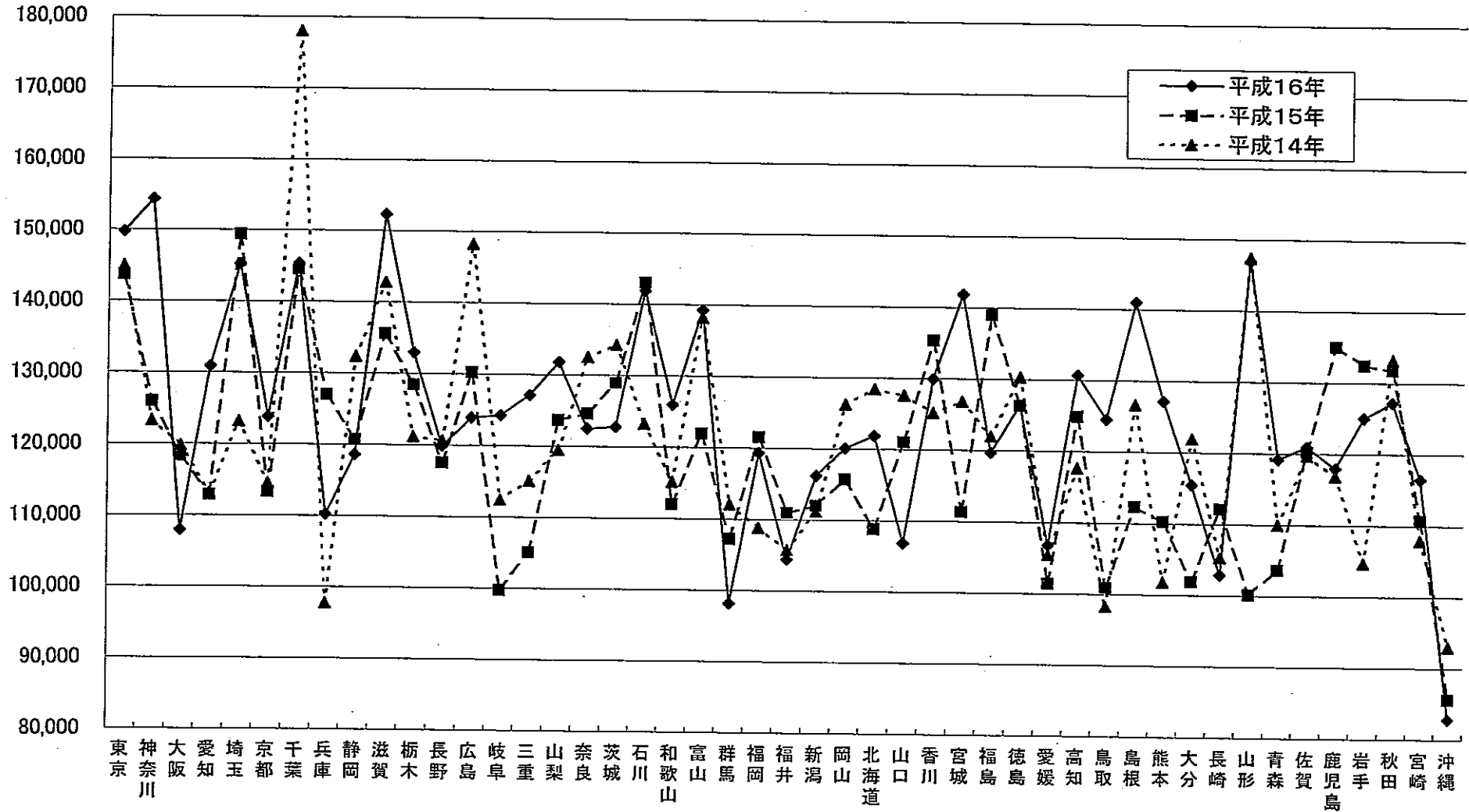


資料出所:各都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告」

(注)東京、神奈川及び京都を除き県庁所在地における標準生計費(東京は東京都の、神奈川は横浜市と川崎市の、京都は近畿地方の標準生計費)

佐賀県の昭和53年の標準生計費は、3、4、5月平均による

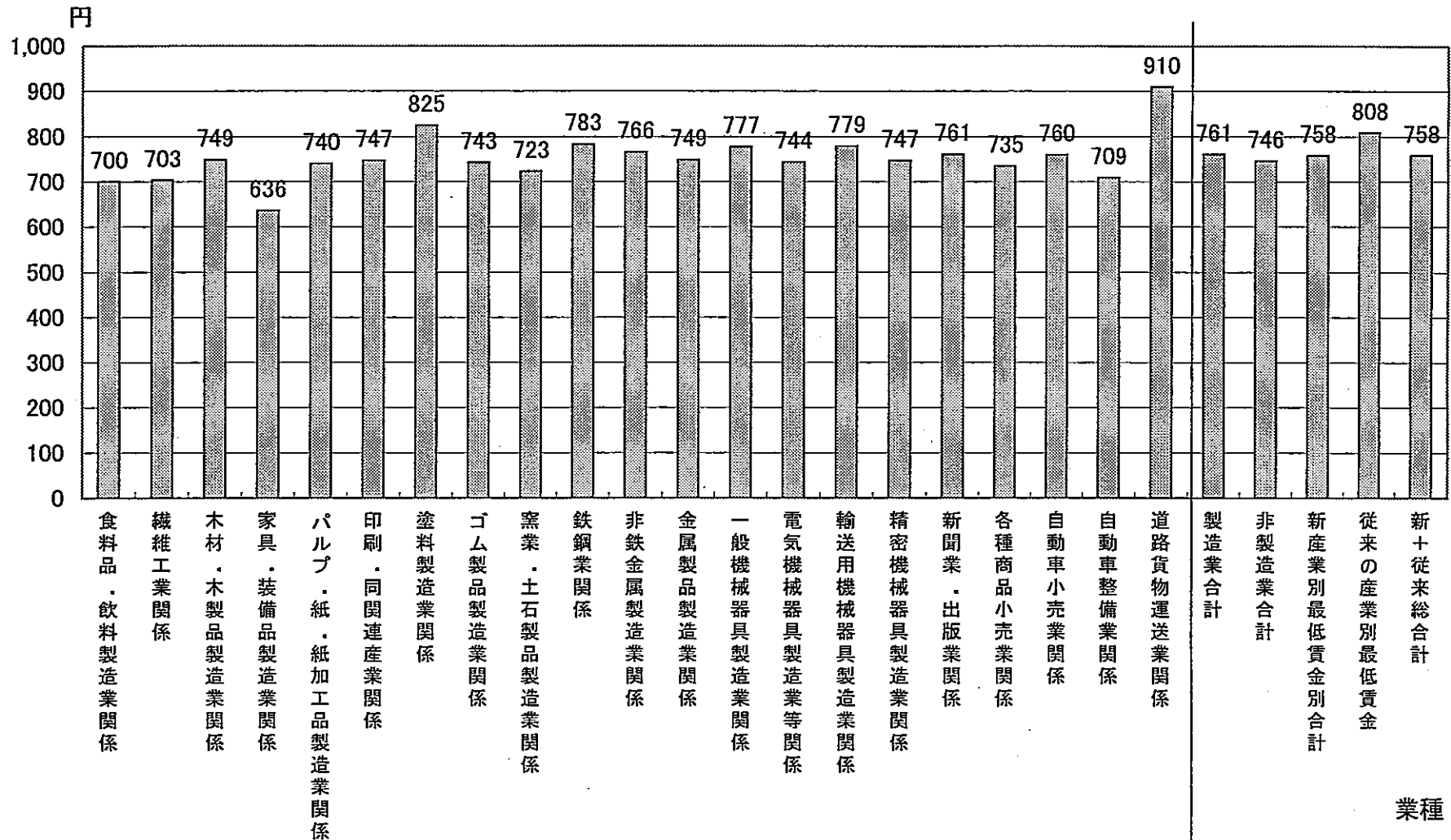
都道府県別標準生計費の推移(平成14年～平成16年)



資料出所:各都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告」

(注)東京、神奈川及び京都を除き県庁所在地における標準生計費(東京は東京都の、神奈川は横浜市と川崎市の、京都は近畿地方の標準生計費)

産業別最低賃金の業種別全国加重平均額(時間額)(平成17年1月現在)



- 1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。
- 2 時間額表示の産業別最低賃金額の加重平均には、日額のみしか設定していない産業別最低賃金は含んでいない。